

# 認可保育施設の利用申込手続きを行った皆様へ

保育利用についての重要な事項となりますので、よくお読みください。

## <申込書の有効期限について>

申込書の提出は年度ごとに必要で、有効期限は各年度の年度末（3月31日）までです。有効期限内は認可保育施設の利用が決定するまで利用調整の対象となります。翌年度以降も利用申込の継続を希望される場合は改めて継続の申込手続きが必要ですが、対象となる方には9月初旬頃に手続きのご案内をお送りする予定です。

## <保育の利用調整について>

利用調整結果は、以下の日程で自宅へ文書にて通知します。内定（あっせん）が決定した場合、内定施設からも電話連絡がある場合があります。

1日入所	(令和5年12月1日入所まで) 利用希望開始日の前月20日頃 (令和6年5月1日入所から) 利用希望開始日の前月15日頃
16日入所	利用希望開始日の当月8日頃

- ※ 初回が利用保留(利用できない)の場合、以後は内定(あっせん)が決定した場合にのみお知らせします。
- ※ 12月16日入所から4月1日入所については、利用調整結果の通知日が異なります。
- ※ 4月1日入所の利用調整結果については、申込者全員に結果を通知します。

## <申込内容の変更について>

申込時の内容(保育の必要性の事由・家族構成・勤務先・課税額等)に変更があった場合は、必ず保育入所課までご連絡ください。変更内容によっては勤務証明書や税書類等の提出が必要となります。

## <追加書類の提出について>

次の状況になった場合は、利用調整に影響しますので追加で書類をご提出ください。

状況	提出書類
就労先が内定した場合	「採用年月日(勤務予定欄にチェック)」が記載された勤務証明書
勤務を開始した場合	勤務開始後に、「就労実績(就労日数)」が記載された勤務証明書
認可外保育施設もしくは一時預かりを利用して、勤務を開始した場合や育児休業から復職した場合 ※週3日以上かつ週16時間以上の勤務及び週3日以上以上の利用が必要	・「就労実績(就労日数)」が記載された勤務証明書 ・認可外保育施設を利用の場合 ⇒領収書、月謝袋のコピー(受領印要)、在園証明書等 ※保育料が口座引落のため月謝袋や領収書がない場合は、施設名の記載のある請求書等と口座引落が分かる部分の通帳のコピー ・一時預かりを利用の場合 ⇒一時預かりの領収書(直近1ヶ月分)

## <ならし保育について>

新たに認可保育施設を利用する場合(転所の場合を含む)は「ならし保育」期間があります。その期間中は、長時間の保育を行うことができません。ならし保育の期間については、施設により異なります。

## <育児休業中の場合>

育児休業中に認可保育施設の利用が決定した場合は、以下の期限までに職場復帰することが必要です。きょうだい同時に申込をされている場合で、どちらか一方だけの利用が決定した場合も職場復帰は必要です。

利用開始日	育児休業からの復職期限
各月1日入所	利用開始日の翌月15日まで
各月16日入所	利用開始日の翌月末日まで

※ 期限までに復職できない場合や、元の職場に復職しなかった場合は、利用決定が取消となることがあります。

## <求職活動の場合>

求職活動(就労内定)で認可保育施設の利用が決定した場合、保育の利用開始後90日以内に就労を開始することが必要です。その期間内に保育の必要性(週3日以上かつ週16時間以上の勤務)を満たす就労実績入りの勤務証明書を提出することで、引き続き認可保育施設を利用できますが、利用開始後90日以内に保育の必要性を満たす就労を開始できず、他の保育の必要性の事由にも該当しない場合は退所となります。

<裏面もご確認ください>

## <利用申込後に出産する場合>

母親の出産予定日から起算して8週間（多胎の場合は14週間）前の日が属する月の初日から、出産（予定）日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間については、保育の必要性の事由が「妊娠・出産」となります。入所日の保育の必要性の事由が「妊娠・出産」になった場合は、原則として、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日で認可保育施設は退所となります。

ただし、保育の必要性の事由が「妊娠・出産」である期間の後も、他の保育の必要性を満たす場合は、翌月以降も継続して認可保育施設をご利用いただけます。

## <申込の取下げについて>

認可保育施設の利用が不要となった場合は、速やかに市ホームページから申込の取下げ手続きを行ってください。転所申込の場合は、転所が内定すると、辞退して元の保育所等に戻ることはできませんので、特にご留意ください。



## <利用希望施設の変更について>

◆ **利用希望施設の変更方法**・・・市ホームページから手続きすることができます。

◆ **利用希望施設の変更申請期限** 利用希望施設の変更申請期限は、原則として下表のとおりです。



変更希望日		申請期限
各月1日入所からの変更	(令和5年11月1日入所まで)	<b>前月10日</b> の17時30分 ※土曜、日曜、祝日の場合は前開庁日が期限となります。
	(令和6年5月1日入所から)	<b>前々月末日</b> の17時30分 ※土曜、日曜、祝日の場合は前開庁日が期限となります。
各月16日入所からの変更 ※地域型保育事業所（特区小規模保育事業所を除く）だけが対象		<b>前月末日</b> の17時30分 ※土曜、日曜、祝日の場合は前開庁日が期限となります。

ただし、12月1日入所から4月1日入所については、変更申請期限が前倒しになります。令和5年12月1日入所から令和6年4月1日入所の変更申請期限は下表のとおりです。

変更希望日	申請期限
令和5年12月1日入所～令和6年3月16日入所	令和5年10月31日（火）17時30分
令和6年4月1日入所（1次）	
令和6年4月1日入所（2次）	令和6年1月31日（水）17時30分

### ◆ 注意事項

- 申請により、利用希望施設は**全て上書きされます**。そのため、元々希望していた施設に新たな施設を追加する場合は、元々希望していた施設も含め、改めて第1希望から順に記載してください。
- 欠員がない施設でも、今後、在園児の退所等により欠員が生じる場合があります。そのため、**欠員がない施設でも入所を希望する場合は利用希望施設に入れてください**。
- 利用希望施設の希望順位は、上の順位に書いたほうが他の方より優先されるというわけではなく、お子様が複数の施設に内定しうる状況になった場合に、より上位希望の施設に内定を出すためのものです。そのため、**希望順位の高い順に利用希望施設を入力してください**。

◆ **保育所等の空き状況**・・・最新の空き状況は市ホームページにてご確認ください。

### ◆ 認可保育施設等の情報（新設・閉園等）の確認方法

認可保育施設について、情報の変更や更新がありましたら、市ホームページにてお知らせいたしますので、必ず最新情報をご確認ください。



## <保育所に入る前に>

保育所は集団生活の場です。保育所に入るまでの準備が安心安全な保育につながります。お子様の生活リズムや食事（離乳食）、予防接種・乳幼児健診など、保育所に入る前にご家庭でご留意いただきたいことを記載していますので、ご確認ください。<お問い合わせ> 西宮市役所保育所事業課 TEL：0798-35-3054



**認可保育施設のご利用をお待ちいただいている間に必要な主な手続きについて詳しくは、市ホームページにてお知らせしていますので、併せてご覧ください。**



## <お問い合わせ・書類等の提出先>

〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3 西宮市役所保育入所課 TEL：0798-35-3160